

## 企画提案競技参加資格確認申請書

令和5年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
電 話 番 号  
F A X 番 号



令和5年4月26日付けで公告のありました令和6年版宮崎県民手帳製作販売業務に係る参加資格の確認について、下記の書類を添えて申請します。

なお、公告に掲げる欠格要件のいずれにも該当しないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

### 記

- 1 登記簿謄本【法人のみ】
- 2 破産者ではない旨の証明書（身分証明書）【個人のみ】
- 3 登記されていないことの証明書【個人のみ】
- 4 宮崎県の県税（個人県民税又は地方消費税を除く。）、地方法人特別税及びこれらに付帯する徴収金に未納がないことを証する書面の写し
- 5 市町村民税（個人県民税）に係る徴収金に未納がないことを証する書面【個人のみ】
- 6 役員の一覧表（別紙4-1）
- 7 特別徴収実施確認・開始誓約書（別紙4-2）

○ 添付書類について

添付書類は原本を原則とする。

1 登記簿謄本【法人のみ】

- (1) 法務局の発行する履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書である。
- (2) 発行から3か月以内のものに限る。

2 破産者ではない旨の証明書(身分証明書)【個人のみ】

- (1) 証明先は、本籍地の市町村役場
- (2) 発行から3か月以内のものに限る。

3 登記されていないことの証明書【個人のみ】

申請方法（次の(1)、(2)のいずれかによる。）

(1) 宮崎地方法務局に申請する場合

（宮崎地方法務局以外の支局・出張所では申請できない。）

- ・ 本人が直接持参する場合のみ受付が可能。（郵送は不可。）
- ・ 本人確認のために、運転免許証、健康保険証、パスポート等が必要。

問合せ先：宮崎地方法務局戸籍課TEL0985-22-5124

(2) 東京法務局に申請する場合

- ・ 郵送による申請が可能。
- ・ 返信用封筒（宛名を記載し、切手を貼ったもの）が必要。
- ・ 郵送による申請は時間を要するので、余裕を持って申請すること。

なお、証明の対象となる本人が申請する場合、本人確認できる書類のコピーの同封が必要。

○ 郵送による申請先

〒102-8226

東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

東京都法務局民事行政部後見登記課

TEL 03-5213-1234（代表）

03-5213-1360（ダイヤルイン）

申請書は東京法務局のホームページからダウンロード可能。

URL：[http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/static/i\\_no\\_02.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/static/i_no_02.html)

注：申請書のなかの「証明事項」は「成年被後見人、被保佐人とする記録がない」にチェックする。

- (3) 発行から3か月以内のものに限る。

4 宮崎県の県税（地方消費税を除く。）に係る徴収金に未納がないことを証する書面

(1) 次の場合、当該書類が必要となる。

- ① 宮崎県内に本社がある法人又は宮崎県内に住所を有する個人
- ② 県外に本社がある法人において、宮崎県内に委任先となる事務所等がある場合

(2) 証明先は宮崎県内の各県税・総務事務所。

(3) 発行から3か月以内のものに限る。

※ 請求書の様式に関しては、別添の納税証明請求書「様式第37号（第23条関係）」のとおり。請求書については、「請求事項」の「1 県税の未納がないこと」の税目については「全税目」に、また、「証明書の使用目的」については、「入札参加資格」にチェックを入れること。

なお、証明書請求時、新型コロナウイルス感染症による影響で納税猶予を受けている場合は、納税猶予を受けている旨が附記された証明書が発行される。

5 市町村民税(個人県民税)に係る徴収金に未納がないことを証する書面【個人のみ】

(1) 証明先は、市町村役場

(2) 発行から3か月以内のものに限る。

6 役員の一覧表（別紙4-1）

(1) 法人の場合

登記簿謄本に記載の役員を記載する。なお、役員は次に掲げる者（監査役、監事等は含まない。）となる。

- ① 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
  - ア 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
  - イ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
  - ウ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
  - エ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- ② 会社法402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- ③ 会社法第3編で規定する持分会社（合名会社、合資会社、合同会社をいう。）の業務を執行する職員
- ④ 法人格を有する組合の理事
- ⑤ 上記以外の法人においては、業務を執行するものであって、①から④に準ず

る者

(2) 個人の場合

代表者を記入すること。

(3) その他留意点

① 委任先がある場合、受任者（支店長、営業所長等）も必ず記入すること。

② 財団法人や社団法人の場合、登記簿謄本に代表者以外の理事等の記載がない場合があるので、その場合は理事を決定したときの理事会等議事録の写しを添付すること。

※ 収集した個人情報、入札参加資格の確認のために使用し、その他の目的のためには一切使用しない。

7 特別徴収実施確認・開始誓約書（別紙4-2）

個人住民税の特別徴収実施の有無に関わらず、必ず提出が必要（個人事業主も含む。）。

個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者＝特別徴収義務者）が、所得税の源泉徴収と同様に、従業員（給与所得者＝納税義務者）に毎月支払う給与から個人住民税（市町村民税＋県民税）を徴収（天引き）して、従業員の居住している市町村に納入する制度。

地方税法第321条の第4及び各市町村の条例の規定により、給与を支払う事業者は、原則として特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をすることになっている。

ただし、常時2人以下の家事使用人のみに対し給与の支払をする事業者は、所得税の源泉徴収を要しないとされているため、このような場合は、個人住民税の特別徴収義務がない事業所として確認を受ける必要がある。

【注意事項】

詳細はフロー図を確認すること。別紙(4-2)記入の際は、ケース1からケース5の中で該当する項目にチェックを入れること。

○ 〈ケース1 特別徴収を実施しており、領収証書の写しも保管されている場合〉

直近の領収証書の写し(1月分)を貼付した個人住民税特別徴収実施確認・開始誓約書を添付してすること。

◆ 添付すべき領収書

宮崎県内の主たる事務所等所在地（※）の市町村の領収証書の写しを貼り付ける。

主たる事務所等所在地に居住する従業員がいない場合は、従業員が最も多く居住する市町村の領収証書の写しを貼り付けること。

※ 事務所等所在地

ア 宮崎県内に本社がある場合は、本社の所在地

イ 県外に本社があり、宮崎県内にある委任先がある場合は、委任先の所在地

○ 〈ケース2 県外事務所で宮崎県内に事業所がなく居住する従業員もいない場合〉

県外に本社を有し、宮崎県内に委任先となる事務所等を有しない場合は、ケース2に該当する。

○ 〈ケース3 添付する領収証書の写しがない場合〉

個人住民税特別徴収実施確認・開始誓約書を市町村の住民税担当課窓口へ提出し、「既に特別徴収を実施していること」について確認を受けること。

確認を受けるべき市町村は、「ケース1◆添付すべき領収書」の考え方と同様。

○ 〈ケース4 特別徴収義務がない場合〉

特別徴収実施確認・開始誓約書を市町村の住民税担当課窓口へ提出し、特別徴収義務がないことの確認を受けること。

確認を受けるべき市町村は、「ケース1◆添付すべき領収書」の考え方と同様。

○ 〈ケース5 開始誓約〉

特別徴収を行っていただく必要がある。

個人住民税特別徴収実施確認・開始誓約書を市町村の住民税担当課窓口へ提出し、遅くとも当該申請を行う日の属する年度の翌年度（令和3年度）課税に係る個人住民税から特別徴収を開始する「誓約」をし、その確認を受けること。

なお、特別徴収義務があっても、実施していない場合に関する誓約は、現在、特別徴収を実施していない事業所であり、かつ普通徴収から特別徴収への切り替えが間に合わない等、真にやむを得ない場合に使用するものである。

確認を受けるべき市町村は、「ケース1◆添付すべき領収書」の考え方と同様。

個人住民税特別徴収実施確認・開始誓約書フロー図

